

行政文書開示請求書

内閣情報官 殿

2009年12月2日

氏名又は名称： (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

TEL

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』(内閣官房内閣調査室)第173号で紹介された委託研究報告の全文。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



(受付印)



※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	



請求受付番号：

調査月報

第 173 号

日本の核政策に関する一考察

大慶油田の開発状況

最近における東欧諸国の経済情勢と経済改革

要 目

ソ連の地域協力体制

5.

1970

内閣官房内閣調査室

CHOSA GEPPPO

The Monthly Review

Vol. XV

April 1970

No. 4

CONTENTS

Articles

Results of the 25th General Election for the House of Representatives and the
Public Reaction in the United States
1

IZUMIHA (Japanese Confederation of Labor Unions) and the
21

The Recent Middle East Situation
46

China's Policies and Problems of Sino-Soviet Asian Relations
59

Review of the Month

Voices of the World (Newspaper and Radio Comments on Japan in March) 76

Summary of Articles in Foreign Publications (from March Issues) 78

Chronicle of Important International and Domestic Events (March 1970) 89

Published by

Cabinet Research Office of Japan

行政文書不開示決定通知書



様

内閣情報官

三谷 秀史

平成21年12月2日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』（内閣官房内閣調査室）第173号で紹介された委託研究報告の全文。）（平成21年12月8日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』（内閣官房内閣調査室）第173号で紹介された委託研究報告の全文。

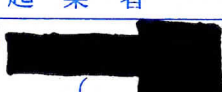
2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 担当課等

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房 内閣情報調査室 情報公開担当
TEL：03-5253-2111 （内線：83406）

保存期間		30年・ <u>10年</u> ・5年・3年・1年
(文書処理上の記事)	文書番号	閣情 第 503 号
	受付	平成 21 年 12 月 8 日
	起案	平成 21 年 12 月 8 日
	決裁・ 供覧	平成 21 年 12 月 22 日
	施行	平成 21 年 12 月 25 日
	専決番号	別表 —
内閣情報官  内閣情報調査室次長  総務部主幹  内閣参事官  内閣事務官  		
		起案者 氏名 
(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示請求に対する決定通知について (回答)		
(伺い)		
平成21年12月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項及び第17条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者に対し、通知してよろしいか伺います。		

決 裁 一 報 告 要 旨

担当者所属	総 務 部	氏名	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
要 旨		期限	平成22年1月6日		
◎行政文書情報公開請求に係る不開示決定について ○情報公開法に基づく、行政文書の開示請求（平成21年12月8日受付）が下記のとおりあった。 ○開示請求文書 「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』（内閣官房内閣調査室）第173号で紹介された委託研究報告の全文。 ※昭和45年に内閣調査室が作成した刊行物である「調査月報」の記事が要約であるため、請求人は、その全文を請求しているもの。 ○方針（案） 開示請求に係る行政文書を保有していないため、不開示とする。 ※当該「調査月報」については、地下倉庫において保管されていることを確認したが、その全文については、地下倉庫及び総務部執務室内を検索し、また、各部等庶務に対して照会を行った結果、発見に至らなかったため、不存在としたもの。 ○経緯 これまでの同種の開示請求（すべて文書不存在のため不開示対応） ①平成14年4月15日受付「日本の核政策に関する基礎的研究（1994年11月13日付『朝日』報道）」 ②平成16年1月14日受付「日本の核政策に関する基礎的研究（1994年11月13日付『朝日』報道）」 ③平成17年3月10日受付「日本の核政策に関する基礎的研究」（1967～1970年にかけて、内閣情報調査室が外郭団体の「民主主義研究会」に委託して作成） ④平成18年1月5日受付「日本の核政策に関する基礎的研究（1994年11月13日付『朝日』報道）」 ⑤平成19年1月23日受付「日本の核政策に関する基礎的研究」					

行政文書開示請求書

内閣情報官 殿

2009年12月2日

氏名又は名称： (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

TEL: TEL: 連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』(内閣官房内閣調査室) 第173号で紹介された委託研究報告の全文。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

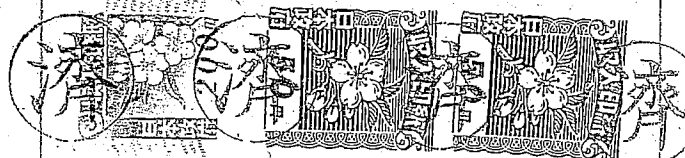
ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

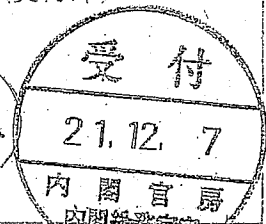
<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



(受付印)



※この欄は記入しないでください

担当課

備考



請求受付番号:

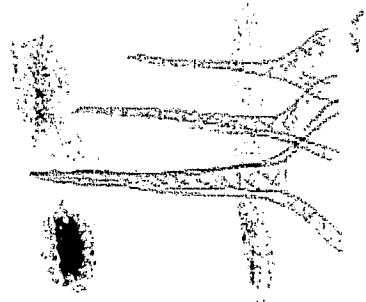
日本の核政策に関する一考察	1
——独立核能力の戦略的・外交的・政治的諸問題——	
大蔵油田の開発状況	15
——中共式社会主義工業化の背景——	
最近における東欧諸国の経済情勢と経済改革	32
【資料】	
アジアの地域協力体制	60
——条約と機構——	
【月間要聞】	
世界の焦点 最近の問題から	70
世界の声 四月の対日調査	76
海外資料紹介 四月の雑誌から	78
重要問題目録 昭和四十五年四月	80

本書の編纂は、国際政治情勢における諸問題の整理と、その発展を促すことにも貢献することを目的として行われた。

日本の核政策に関する一考察

——独立核能力の戦略的・外交的・政治的諸問題——

- 一、中共の核脅威について
- 二、日本の核能力の現状と将来
- 三、核政策と外交・政治的諸問題
- 四、結論



これは原子力政策の象徴である。

一、中共の核脅威について

1 中共の核能力

中共は一九六四年十月十六日の第一回核工業会議以来、原子力開発の速度を著しく加速し、核能力の向上に努めている。この間、原子力発電所の建設、原子力兵器の開発、原子力産業の発展など、多方面で進歩を遂げていると推測される。水爆弾の開発も、かなりの進歩を遂げていると推測される。水爆弾の開発も、かなりの進歩を遂げていると推測される。

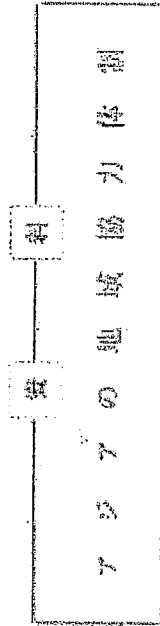
ることが予想されており、シアード核力発電は一九六九年三月十八日の試運転開始の期に次のようにになっている。

（一）シアード核力発電所は、中共の核能力の向上を示す重要な指標である。この発電所の完成により、中共は原子力発電の技術を獲得し、核能力の向上に大きく貢献する。また、この発電所の完成により、中共は原子力産業の発展を遂げ、核能力の向上に大きく貢献する。また、この発電所の完成により、中共は原子力産業の発展を遂げ、核能力の向上に大きく貢献する。

調査月報

第173号

日本の核政策に関する一考察
大慶油田の開発状況
最近における東欧諸国の経済情勢と経済改革



5.
1970

内閣官房内閣調査室

CHOSA GEPPO

The Monthly Review

Vol. XV

April 1970

No. 4

CONTENTS

Articles

- Results of the 32nd General Election for the House of Representatives 1
Problems concerning the Unity of Labor Unions and the
IOEML's (Japanese Confederation of Labor) Convention 31
The Recent Middle East Situation 46
Characteristics and Problems of Southeast Asian Societies 63

Review of the Month

- Voices of the World (Newspaper and Radio Comments on Japan in March) 76
Summary of Articles in Foreign Publications (from March Issues) 78
Chronicle of Important International and Domestic Events (March 1970) 80

Published by

Cabinet Research Office of Japan

行政文書不開示決定通知書

(印)

様

内閣情報官

三谷 秀史

平成21年12月2日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』（内閣官房内閣調査室）第173号で紹介された委託研究報告の全文。）（平成21年12月8日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

「日本の核政策に関する一考察」『調査月報』（内閣官房内閣調査室）第173号で紹介された委託研究報告の全文。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

* 担当課等

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房 内閣情報調査室 情報公開担当
TEL: 03-5253-2111 （内線: 83406）